別表第二号第51に次のように加える。

3　チャネル間隔が20MHzのもの	19.9MHz

別表第二号第53を次のように改める。

第53　削除

別表第三号17中⑵を削り、⑶を⑵とし、⑷を⑶とし、同表21⑴アの表中「1,919.6MHz」を「1,915.7MHz」に改め、「、898MHz以上901MHz以下、915MHz以上925MHz以下」を削り、同⑴イの表中「1,919.6MHz」を「1,915.7MHz」に改め、同表46を次のように改める。

46　削除

別表第三号56中「55」を「56」に改め、同表56を同表57とし、同表55の次に次のように加える。

56　77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	
帯域外領域における不要発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100μW以下	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50μW以下

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第四条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表周波数測定装置の項中「800MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器の項及び1,500MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器の項を除き，」を削る。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の二中「簡易無線局」の下に「（一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。）」を加え、同項中第十号の二及び第十号の三を削り、第十一号及び第十一号の二を次のように改める。

十一及び十一の二　削除

第二条第一項第十一号の二の二及び第十一号の二の三を削り、同項第十一号の四中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同項第十一号の五中「無線局」の下に「（設備規則第十四条第一項の表十一の項㈠に規定する無線局をいう。以下同じ。）」を加え、同項第十一号の六、第十一号の六の三及び第十一号の六の五中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同項第四十九号中「のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの」を削り、同項第五十号を次のように改める。

五十　削除

第二条第一項第五十一号中「であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの」を削り、同項第五十二号を次のように改める。

五十二　削除

第二条第一項第五十二号の三中「のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの」を削り、同項第五十五号及び第五十六号を次のように改める。

五十五及び五十六　削除

第二条第一項第六十一号及び第六十二号中「第四十九条の三十一」を「第四十九条の三十」に改め、同項第六十五号中「第四十九条の三十一」を「第四十九条の三十一」に改め、同条第二項中「、第十号の二、第十一号」を削り、「、第五十二号、第五十四号及び第五十六号」を「及び第五十四号」に改める。

別表第一号一⑶アの表中

備設線無の号十第項一第条二第	○	○	○	○						17注○			
備設線無の二の号十第項一第条二第	○	○	○	○	15注○					○			○
備設線無の三の号十第項一第条二第	○	○	○	○						○			○
備設線無の号一十第項一第条二第	○	○	○	○	15注○					○			○
備設線無の二の号一十第項一第条二第	○	○	○	○						17注○			16注○
備設線無の二の二の号一十第項一第条二第	○	○	○	○						○			
備設線無の三の二の号一十第項一第条二第	○	○	○	○						○			

を

備設線無の号十第項一第条二第	○	○	○	○						17注○			

に、

備設線無の五の号一十第項一第条二第	○	○	○	○						17注○			16注○
備設線無の六の号一十第項一第条二第	○	○	○	○						17注○			16注○

を

備設線無の五の号一十第項一第条二第	○	○	○	○						○			16注○
備設線無の六の号一十第項一第条二第	○	○	○	○						○			16注○

に、